

畜 第 533 号
令和 2 年 9 月 11 日

一般社団法人岩手県畜産協会会长理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合長理事
岩手県動物薬品器材協会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会长理事

様

岩手県農林水産部畜産課総括課長



豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨
地域への宮城県及び山形県の追加について

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課家畜防疫対策室長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

今後、宮城県及び山形県においてワクチン接種が開始されると、ワクチン接種農場からの豚等の移動は制限されることとなります。

つきましては、下記事項について、養豚農場に対し周知しましたので、御了知願います。

記

1 豚熱ウイルスの侵入防止対策の徹底について

飼養衛生管理基準を遵守し、本病の農場への侵入を防止するとともに、万が一の発生時には円滑に防疫措置を実施するため、異常豚発生時の早期発見・早期通報を再徹底すること。

2 生きた豚、精液及び受精卵等の移動について

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）第 3-3 の 5 (4) 及び (5) に基づき、ワクチン接種農場は豚等の移動が制限されることから、宮城県及び山形県からの生きた豚、精液及び受精卵等の導入元又は出荷先の変更等について、検討を速やかに開始すること。



事務連絡
令和2年9月11日

都道府県畜産主務課長 殿

農林水産省消費・安全局
動物衛生課家畜防疫対策室長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域の追加について（情報提供）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「指針」という。）第3－3の2（1）に基づくワクチン接種推奨地域については、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域について」（令和元年10月15日付け元消安第2900号農林水産省消費・安全局長通知）等において定めたところですが、近時の野生いのししにおける豚熱感染状況、農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を踏まえ、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお豚等での豚熱の感染の防止が困難と認められる地域として、下記中下線の県を追加し、追加された県に対して別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

記

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び沖縄県

写

2 消安第2663号
令和2年9月11日

宮城県知事
山形県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域
について（追加）

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「指針」という。）第3－3の2（1）に基づくワクチン接種推奨地域については、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づくワクチン接種推奨地域について（令和元年10月15日付け元消安第2900号農林水産省消費・安全局長通知）等において定めたところであるが、近時の野生いのししにおける豚熱感染状況、農場周辺の環境要因（野生いのししの生息状況、周辺農場数、豚等の飼養密度、山、河川の有無等の地理的状況等）を踏まえ、飼養衛生管理の徹底を図ってもなお、豚等での豚熱の感染の防止が困難と認められる地域として、下記中下線の県を追加する。

記

宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び沖縄県